

長野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 384,428	千円 165,621,560	千円 1,853,862	千円 22,842,581	% 13.8	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 2,513	千円 9,711,517	千円 2,228,584	千円 3,794,501	千円 15,734,602	千円 6,261	千円 6,378

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置していないため省略)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成28年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.4%引下げ（若年層については、最大3.3%引上げ、高齢層については最大2.8%引下げ）ました。
なお、激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施します。
また、他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準3%と同割合を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
長野市の支給割合	3%	3%	(遡及改定なし)	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野市	43.9歳	340,000円	418,802円	387,322円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
中核市	41.8歳	323,570円	420,468円	369,585円

②技能労務職

公 務 員						民 間			参 考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	区 分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野市	45.6歳	126人	327,100円	372,644円	359,057円	民間の類似職種	—	—	—
うち清掃職員	44.0歳	45人	324,600円	390,264円	363,518円	廃棄物処理業 従業員	44.9歳	289,500円	1.35
うち学校給食 員	46.2歳	58人	327,700円	357,320円	352,670円	調理士	43.1歳	249,200円	1.43
うち用務員	48.9歳	7人	338,300円	386,486円	370,107円	用務員	54.6歳	203,000円	1.90
うち自動車運 転手	47.0歳	3人	369,900円	411,800円	412,058円	自家用乗用自 動車運転者	56.6歳	228,500円	1.80
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
中核市	48.1歳	281人	332,281円	396,638円	365,790円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野市）		民 間		参 考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
清掃職員	6,220.6千円	廃棄物処理業従業員	3,952.3千円	1.57
学校給食員	5,788.8千円	調理士	3,325.4千円	1.74
用務員	6,195.9千円	用務員	2,774.4千円	2.23
自動車運転手	6,636.8千円	自家用乗用自動車運転者	3,013.9千円	2.20

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成24～26年の3ヵ年平均）
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野市	58.5歳	658,141円	1,108,566円	1,004,055円
国	50.8歳	493,236円	—	822,932円
中核市	43.5歳	476,918円	1,024,020円	640,628円

④高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野市	49.3歳	413,200円	458,591円
中核市	46.1歳	393,751円	459,987円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		長 野 市	国
一 般 行 政 職	大学卒	181,000円	174,200円
	高校卒	146,700円	142,100円
技 能 労 務 職	高校卒	146,700円	—
	中学卒	142,300円	—
医 療 職	大学卒	250,200円	—
高等学校教育職	大学卒	208,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

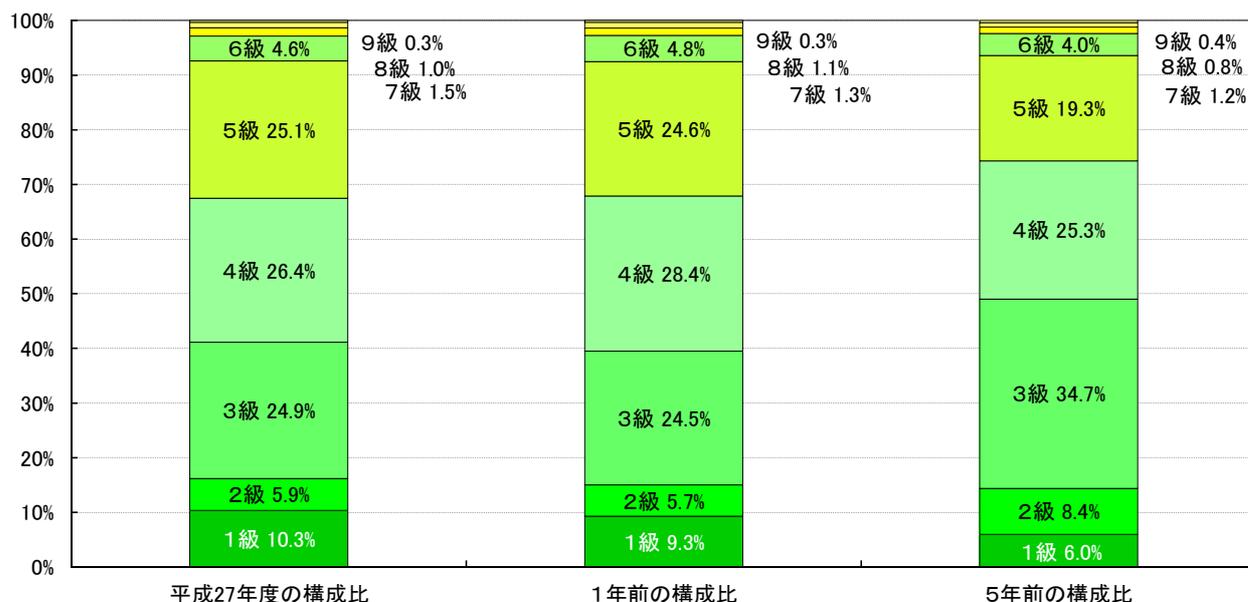
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,059円	364,265円	387,452円	403,913円
	高校卒	228,750円	306,046円	362,836円	389,767円
技能労務職	高校卒	—	311,057円	335,300円	364,825円
教育職	大学卒	—	394,888円	424,580円	432,796円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、主事補及び技師補	162人	10.3%	137,800円	245,200円
2 級	比較的高度の知識及び経験を必要とする主事及び技師	92人	5.9%	187,900円	309,600円
3 級	係長、主査、主任主事及び主任技師	390人	24.9%	224,900円	356,900円
4 級	課長補佐、比較的高度の知識及び経験を必要とする係長及び主査	413人	26.4%	263,900円	398,100円
5 級	課長、比較的高度の知識及び経験を必要とする課長補佐並びに相当困難な業務を行う係長	393人	25.1%	291,100円	410,900円
6 級	副参事、比較的高度の知識及び経験を必要とする課長	72人	4.6%	322,500円	425,200円
7 級	次長、比較的高度の知識及び経験を必要とする副参事	23人	1.5%	368,000円	459,100円
8 級	部長及び参事	16人	1.0%	414,700円	481,200円
9 級	相当困難な業務を行う部長及び参事	5人	0.3%	467,400円	541,100円

(注) 1 長野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間の勤務実績（休職・育児休業等の期間を除算）により、昇給すべき号級数を決定しています。地方公務員法第40条の規定に基づき、人事評価を実施していますが、その評価結果は活用していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 野 市			国					
1人当たり平均支給額（平成26年度）			1,535千円			—		
（平成26年度支給割合）			（平成26年度支給割合）					
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当				
2.60月分	1.50月分		2.60月分	1.50月分				
(1.45)月分	(0.70)月分		(1.45)月分	(0.70)月分				
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）					
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置					
・役職加算5～20%			・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%					

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日、12月1日）前の6か月間における勤務実績（療養休暇の取得期間、休職・育児休業等の期間を除算）に応じて支給しています。
地方公務員法第40条の規定に基づき、人事評価を実施していますが、その評価結果は活用していません。

に

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

長 野 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	5,538千円	23,131千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)			312,436千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)			124,327円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	18.0%	6人	18.0%
長野市	3.0%	2,468人	3.0%
長野市 (高校教育職)	1.9%	41人	0.0%
医師	15.0%	1人	15.0%
地域手当補正後ラスパイレース指数			99.5
(ラスパイレース指数)			(99.5)

- (注) 1 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
 2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
 (補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度普通会計決算)	41,691千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度普通会計決算)	53,314円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)	31.1%
手当の種類 (手当数)	29

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度実)	左記職員に対する支給単価		
市税等滞納整理事務手当	右の業務に従事した職員	市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納整理のため外勤したとき	千円	日額 450円		
			7			
市税外収入金の滞納整理事務手当	右の業務に従事した職員	市税外収入金 (国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を除く。)の滞納整理のため外勤したとき	千円 1	日額 400円		
感染症等予防作業手当	右の業務に従事した職員	(1) 感染症患者 (四類感染症患者及び五類感染症患者を除く。)若しくは市長が認める患者等の救護又は感染症病原体が付着した物件若しくは付着する危険のある物件の処理作業に従事した職員	千円 45	日額 500円		
				右の業務に従事した職員	(2) 家畜伝染病にかかっている家畜又はその疑いのある家畜の防疫作業に従事した職員	日額 400円
				右の業務に従事した職員	(3) 狂犬病予防のための犬等の捕獲作業に従事した職員	ア 日額 300円 イ 従事時間が5時間未満の場合 日額 150円
				右の業務に従事した職員	(4) 保健所職員で、結核患者の訪問指導業務に従事したもの	ア 日額 500円 イ 従事時間が5時間未満の場合 日額 250円

社会福祉業務手当	右の業務に従事した職員	保護又は援護に関する事務に従事したとき	千円 4,932	月額 6,000円
行旅死病人等取扱手当	右の業務に従事した職員	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事したとき	千円 25	1体 5,000円
		行旅病人の取扱いに従事したとき		1件 2,000円
精神保健福祉業務手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、直接精神障害者に接して行う相談及び指導の業務又は指定医の診察の立会いの補助作業若しくは入院のための護送の補助作業に従事したとき	千円 0	ア 日額 300円 イ 家庭訪問指導に従事した場合 日額 400円 ウ 護送の補助作業に従事した場合 日額 500円
放射線取扱手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、エックス線その他の放射線を照射する作業又はその補助の作業に従事したとき	千円 15	日額 300円
病理細菌検査業務手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、病原体の検索若しくは培養を目的とした試験検査の作業又は採血の作業に従事したとき	千円 212	ア 日額 300円 イ 採血の作業に従事した場合 日額 400円
公害等検査業務手当	右の業務に従事した職員	公害及び廃棄物の処理に係る立入検査、現場調査又は試験検査業務に従事したとき	千円 635	ア 日額 300円 イ 毒物及び劇物を取扱う検査又は調査業務に従事した場合 日額 500円
高所等作業手当	右の業務に従事した職員	地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は地面から5メートル以上の深さの落盤のおそれのある箇所において行う監督、検査等の作業に従事したとき	千円 5	日額 200円
		斜度30度以上の斜面で高低差5メートル以上の滑落の危険が特に著しい箇所において行う監督、測量及び検査の作業に従事したとき		日額 200円
道路及び河川水路維持改修作業手当	右の業務に従事した職員	道路又は河川水路の維持改修の作業に従事した職員	千円 135	ア 道路上で行う作業に従事した場合 日額 300円 イ 河川水路内で行う作業に従事した場合 日額 500円
清掃業務手当	右の業務に従事した職員	し尿の収集に関する苦情を処理するため現場確認業務に従事したとき	千円 7,539	日額 300円
	清掃センター又は衛生センターに勤務する職員で、右の業務に従事した職員	電気若しくは機械の操作、水質検査、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業、し尿若しくは汚泥の収集等処理作業又は炉、ピット、受入槽若しくは貯留槽内の整備清掃の作業に従事したとき		ア 電気もしくは機械の操作、水質検査、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業又はし尿若しくは汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 500円 イ 炉、ピット、受入槽又は貯留槽内の整備清掃の作業に従事した場合 日額 900円

		ごみその他の廃棄物の収集等処理作業、分別に係る指導若しくは啓発の業務、クレーンの操作、し尿若しくは汚泥の収集等処理作業又は炉、ピット、受入槽若しくは貯留槽内の整備清掃の作業に従事したもの		ア ごみその他の廃棄物の収集等処理作業又は分別に係る指導若しくは啓発の業務に従事した場合 日額 500円 イ クレーンの操作に従事した場合 日額 550円 ウ し尿又は汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 700円 エ 炉、ピット、受入層又は貯留槽内の整備清掃の作業に従事した場合 日額 900円
死獣収集業務手当	右の業務に従事した職員	犬、猫等の死体の収集作業に従事したとき	千円 602	1件 300円
電気主任技術者手当	右の業務に従事した職員	電気主任技術者を命ぜられたとき	千円 123	月額 3,000円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地における、権利者との困難な交渉業務に従事したとき	千円 89	日額 300円
災害等緊急出動手当	右の業務に従事した職員	豪雨等異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視の業務又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業に従事したとき	千円 90	日額 500円
	建設部道路課、河川課又は維持課職員で、右の業務に従事した職員	正規の勤務時間外又は休日等に緊急に処理が必要な業務（上記の業務等を除く。）に従事したとき	千円 79	日額 200円
医療業務手当	右の業務に従事した職員	診療所において医療業務に従事したとき	千円 0	月額 150,000円
歯科医療業務手当	右の業務に従事した職員	歯科診療所において歯科医療業務に従事したとき	千円 0	月額 50,000円
獣医業務手当	右の業務に従事した職員	家畜診療業務に従事したとき	千円 0	月額 25,000円
除雪手当	右の業務に従事した職員	除雪用機械を運転し、道路等の除雪作業に従事したとき	千円 54	日額 500円
索道技術管理者手当	右の業務に従事した職員	戸隠スキー場のリフト管理責任者に従事したとき	千円 0	月額 10,000円

ボイラーの操作従事手当	右の業務に従事した職員	伝熱面積25平方メートル以上のボイラーの操作に従事したとき	千円 0	日額 200円
出動作業手当	右の業務に従事した職員	水火災等のため出動し、消防作業（救急業務を除く。）に従事したとき	千円 17,682	ア 出動1回 300円 イ 冬期間(12月1日から翌年の3月31日までの間をいう。)に消火作業に従事した場合 出動1回 400円 ウ 重大な災害（災害対策本部が設置されたものに限る。）のため出動し、災害対策本部長が特に危険と認める消防作業に従事した場合 出動1回 500円
		救急現場に出動し、救急業務に従事したとき		ア 出動1回 250円(救急救命士にあつては出動1回300円) イ 消防長が特に認める患者等を搬送した場合 出動1回 750円
深夜出動手当	右の業務に従事した職員	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に出動し、又は当該出動に係る通信指令業務に従事したとき	千円 5,098	ア 出動等の従事時間が1時間未満の場合 300円 イ 出動等の従事時間が1時間以上2時間未満の場合 400円 ウ 出動等の従事時間が2時間以上の場合 500円
特殊作業手当	右の業務に従事した職員	地面から5メートル以上高い又は低い足場の不安定な箇所において消防作業に従事した場合	千円 322	出動1回 200円
		毒物又は劇物の処理作業に従事した場合		出動1回 500円
		潜水して行う作業に従事した職員		出動1回 500円
		災害時の現場において、遺体の収容作業に従事した職員		1件 1,000円
はしご車等操作手当	右の業務に従事した職員	災害等の現場において、はしご車又は救助工作車の操作（運転を除く。）に従事したとき	千円 27	出動1回 200円
入学者選抜手当	右の業務に従事した学校職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務に従事したとき	千円 175	1時間 240円
教員特殊業務手当	右の業務に従事した学校職員	ア 学校の管理課において行う非常災害時等の緊急業務 イ 修学旅行、林間、臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ウ 教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの エ 学校の管理課において行われる部活動における生徒に対する指導業務で泊を伴うもの	千円 3,659	1日（泊を伴うものにあつては1泊） 6,400円

教育業務連絡指導手当	右の業務に従事した学校職員	学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定めるものの職務を担当する学校職員が、当該担当に係る業務に従事したとき	千円 140	1日 100円
------------	---------------	---	-----------	---------

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	545,089千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	271千円
支給実績（25年度決算）	498,096千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	249千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	-	千円 347,033	円 245,774	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父、祖母、弟妹、重度障害者</td> <td>1人につき6,500円（配偶者がいない場合、1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>					区分
区分	手当の額					
配偶者	13,000円					
子、孫、父母、祖父、祖母、弟妹、重度障害者	1人につき6,500円（配偶者がいない場合、1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。					
初任給調整手当	医師等免許等を必要とするものの職のうち、採用による欠員補充が困難と認められる職員に対し支給。	同じ	-	千円 0	円 0	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師等</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ上限366,700円まで</td> </tr> </tbody> </table>					区分
区分	手当の額					
医師等	国家試験に合格してからの期間に応じ上限366,700円まで					
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	同じ	-	千円 124,895	円 285,147	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> </tbody> </table>					区分
区分	手当の額					
借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)					

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	(国) 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円	千円	円								
	201,317	88,647												
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> <tr> <td>公共交通機関利用者</td> <td>6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>距離に応じて2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）</td> </tr> </table>	区分	手当の額	公共交通機関利用者	6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）	交通用具使用者	距離に応じて2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）							
区分	手当の額													
公共交通機関利用者	6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）													
交通用具使用者	距離に応じて2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）													
単身赴任	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～45,000円を加算。		同じ	—	千円 2,296	円 191,333								
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円 0	円 0								
別管理職務手当特	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき8,000円以内（勤務が6時間を超える場合には12,000円以内）の額とする。		同じ	—	千円 0	円 0								
夜間勤務	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	千円 37,149	円 97,761								
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。		異なる	(国) 部長級 94,800円～130,700円 課長級 59,000円～80,700円 支給単価	千円	円								
	<table border="1"> <tr> <th>職 (行政職)</th> <th colspan="2">手当の額</th> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>84,000円</td> <td>～ 91,000円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>60,000円</td> <td>～ 63,100円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>44,900円</td> <td>～ 48,000円</td> </tr> </table>	職 (行政職)			手当の額		部長級	84,000円	～ 91,000円	課長級	60,000円	～ 63,100円	課長補佐級	44,900円
職 (行政職)	手当の額													
部長級	84,000円	～ 91,000円												
課長級	60,000円	～ 63,100円												
課長補佐級	44,900円	～ 48,000円												
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。		同じ	—	千円	円								
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </table>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	167,781
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員											
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員												
月額	17,800円	10,200円	7,360円											

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,085,000円		
	副 市 長	889,000円		
報 酬	議 長	724,000円		
	副 議 長	647,000円		
	議 員	600,000円		
期 末 手 当	市 長	(平成27年度支給割合)		
	副 市 長	3.10月分		
	議 長	(平成27年度支給割合)		
	副 議 長	3.10月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	1,085,000円 × 在職月数 × 0.42	21,873,600円	任期毎
		889,000円 × 在職月数 × 0.294	12,545,568円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

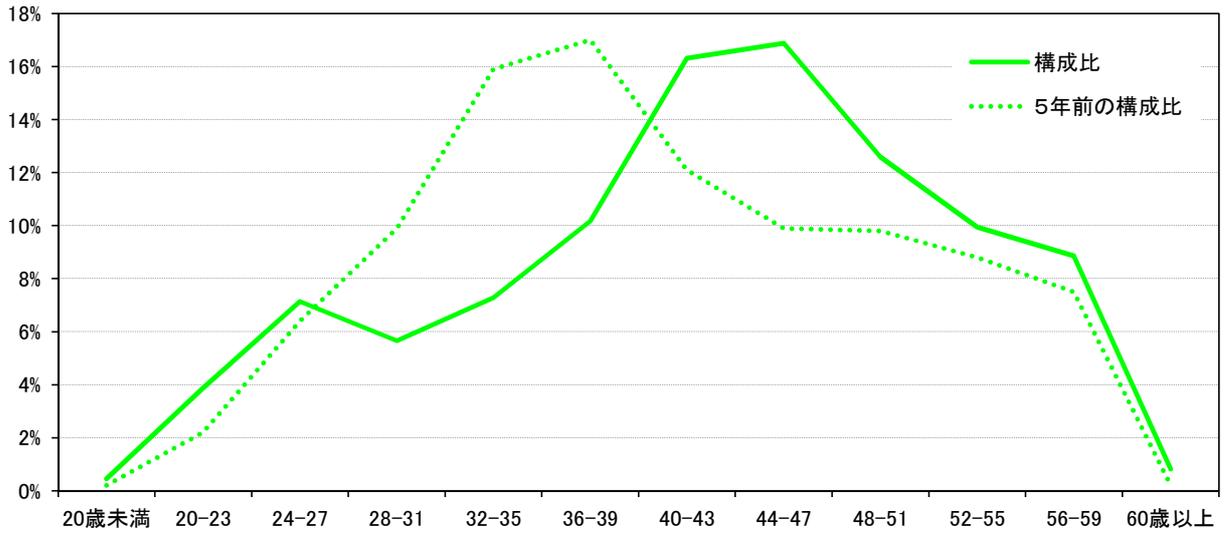
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	15人	16人	1人	支所職員配置見直しによる減等 福祉事務所業務増等 区画整理業務減少による減等
		総務企画	472人	466人	△6人	
		税 務	146人	147人	1人	
		民 生	392人	407人	15人	
		衛 生	280人	276人	△4人	
		労 働	5人	5人	0人	
		農林水産	72人	72人	0人	
		商 工	62人	60人	△2人	
		土 木	352人	342人	△10人	
		計	1,796人	1,791人	△5人	<参考>人口1万人当たり職員数 46.59人 (中核市の人口1万人当たり職員数 61.12人)
	教 育 部 門	281人	283人	2人		
	消 防 部 門	471人	472人	1人		
	小 計	2,548人	2,546人	△2人	<参考>人口1万人当たり職員数 66.23人 (中核市の人口1万人当たり職員数 43.64人)	
公営企業等会計部門	病 院	24人	24人	0人		
	水 道	120人	123人	3人		
	下 水 道	61人	57人	△4人		
	そ の 他	91人	93人	2人		
	小 計	296人	297人	1人		
合 計		2,844人 [3,021人]	2,843人 [3,021人]	△1人 [0人]	<参考>人口1万人当たり職員数 73.95人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	13人	110人	203人	161人	207人	289人	464人	480人	358人	283人	252人	23人	2,843人

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	22年	23年	24年	25年	26年	27年		
一般行政	1,817人	1,810人	1,801人	1,798人	1,796人	1,791人	△26人 (△1.4%)	
教育	290人	290人	287人	286人	281人	283人	△7人 (△2.4%)	
消防	458人	464人	470人	471人	471人	472人	14人 (3.1%)	
普通会計計	2,565人	2,564人	2,558人	2,555人	2,548人	2,546人	△19人 (△0.7%)	
公営企業等会計計	318人	314人	311人	303人	296人	297人	△21人 (△6.6%)	
総合計	2,883人	2,878人	2,869人	2,858人	2,844人	2,843人	△40人 (△1.4%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 6,014,096	千円 1,089,564	千円 672,057	% 11.2	% 14.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 178,572 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 108	千円 417,979	千円 116,724	千円 162,566	千円 697,269	千円 6,456	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

長野市と同等の給与減額支給措置を実施(P2参照)。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長野市	43.5 歳	347,514円	538,016円
団体平均	44.9 歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職(水道事業)		長野市	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,505千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,535千円	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

企業職(水道事業)			長野市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 0千円 21,703千円			1人当たり平均支給額 5,538千円 23,131千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		13,365千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		123,750円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長野市	3%	110人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		910千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		9,278円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		90.7%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成26年度決算）	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地において用地の交渉業務に従事する職員で、権利者との困難な交渉業務に従事したもの	0千円	日額300円
作業手当	右の業務に従事した職員	水道又は下水道の維持改修の作業	0千円	日額300円ただし、削岩機を使用した場合は、日額400円
施設維持管理手当	右の業務に従事した職員	水源、浄水場、配水池又は処理場の維持管理のため、毒物、劇物若しくは特定化学物質を取り扱う作業、高圧ガス若しくは電気の操作等の作業又は汚水若しくは汚泥その他の汚物の処理作業	1千円	日額500円
水質検査手当	右の業務に従事した職員	水質検査	26千円	日額120円
深所高所監督手当	右の業務に従事した職員	坑内、地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は急傾斜地で滑落の危険が特に著しい箇所において行う工事の監督、検査等の作業	0千円	日額300円
電気主任技術者手当	右の職務を命じられた職員	電気主任技術者	108千円	月額3,000円
特別招集手当	右の業務に従事した職員	勤務時間外において水道又は下水道に重大な事故が発生した際に、招集によつて出勤し、復旧の業務に従事した職員	774千円	1件1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	51,027千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	549千円
支給実績（平成25年度決算）	30,739千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	320千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 その他の扶養親族1人につき月額6,500円 ※配偶者がいない場合 1人目 月額11,000円 ※16歳～22歳までの子1人につき 月額5,000円加算	同	—	18,010千円	247,966円
住居手当	12,000円を超える家賃支払者 ※上限月額27,000円	同	—	5,302千円	265,080円
通勤手当	・交通用具を使用の場合 距離に応じて月額2,000円～32,600円 ・公共交通機関を使用の場合 定期券・回数券を支給（上限月額55,000円） ※いずれの場合も通勤距離が片道2km以上の場合に支給	同	—	10,694千円	105,878円
単身赴任手当	異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居する職員で、異動前の住所から通勤が困難であり、単身で生活するもの 月額23,000円～68,000円	同	—	0円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額44,900円～91,000円	同	—	9,567千円	637,802円
寒冷地手当	世帯の区分（世帯主か否か、扶養親族の有無）により、月額7,360円～17,800円 ※11月～3月までの各月に支給	同	—	7,840千円	73,967円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの給与額の25/100	同	—	7千円	404円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 12,067,586	千円 2,079,876	千円 340,032	% 2.8	% 3.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 209,909 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 72	千円 279,512	千円 66,521	千円 109,878	千円 455,911	千円 6,332	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

長野市と同等の給与減額支給措置を実施(P2参照)。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
長野市	41.8 歳	347,242円	527,674円
団体平均	43.9 歳	346,189円	515,436円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職(下水道事業)	長野市
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,526千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,535千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成 27 年 4 月 1 日現在)

企業職(下水道事業)	長野市
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 0千円 24,722千円	1人当たり平均支給額 5,538千円 23,131千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		8,938千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		122,428円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
長野市	3%	70人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		320千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		4,641円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		95.8%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成26年度決算）	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地において用地の交渉業務に従事する職員で、権利者との困難な交渉業務に従事したもの	0千円	日額300円
作業手当	右の業務に従事した職員	水道又は下水道の維持改修の作業	0千円	日額300円ただし、削岩機を使用した場合は、日額400円
施設維持管理手当	右の業務に従事した職員	水源、浄水場、配水池又は処理場の維持管理のため、毒物、劇物若しくは特定化学物質を取り扱う作業、高圧ガス若しくは電気の操作等の作業又は汚水若しくは汚泥その他の汚物の処理作業	80千円	日額500円
水質検査手当	右の業務に従事した職員	水質検査	21千円	日額120円
深所高所監督手当	右の業務に従事した職員	坑内、地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は急傾斜地で滑落の危険が特に著しい箇所において行う工事の監督、検査等の作業	0千円	日額300円
電気主任技術者手当	右の職務を命じられた職員	電気主任技術者	108千円	月額3,000円
特別招集手当	右の業務に従事した職員	勤務時間外において水道又は下水道に重大な事故が発生した際に、招集によつて出勤し、復旧の業務に従事した職員	111千円	1件1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	21,794千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	341千円
支給実績（平成25年度決算）	20,485千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	310千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 その他の扶養親族1人につき月額6,500円 ※配偶者がいない場合 1人目 月額11,000円 ※16歳～22歳までの子1人につき 月額5,000円加算	同	—	11,791千円	240,626円
住居手当	12,000円を超える家賃支払者 ※上限月額27,000円	同	—	5,619千円	295,737円
通勤手当	・交通用具を使用の場合 距離に応じて月額2,000円～32,600円 ・公共交通機関を使用の場合 定期券・回数券を支給（上限月額55,000円） ※いずれの場合も通勤距離が片道2km以上の場合に支給	同	—	6,234千円	98,953円
単身赴任手当	異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居する職員で、異動前の住所から通勤が困難であり、単身で生活するもの 月額23,000円～68,000円	同	—	0円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額44,900円～91,000円	同	—	6,604千円	733,811円
寒冷地手当	世帯の区分（世帯主か否か、扶養親族の有無）により、月額7,360円～17,800円 ※11月～3月までの各月に支給	同	—	5,220千円	72,496円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの給与額の25/100	同	—	0千円	0円